

議案第60号

木津川市体育施設条例の一部改正について

木津川市体育施設条例（平成19年木津川市条例第98号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年11月29日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

体育施設の使用料の納付についてキャッシュレス決済を導入し、利用者の利便性を図るため、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市体育施設条例の一部を改正する条例（案）

木津川市体育施設条例（平成19年木津川市条例第98号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

参考資料（議案第60号）

木津川市体育施設条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(新)	(旧)
第1条～第5条（略）	第1条～第5条（略）
(使用料)	(使用料)
第6条 利用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。	第6条 利用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。
	<u>2 使用料は、利用許可の際、納付しなければならない。ただし、官公署、学校等で使用料を前納することができないときは、この限りでない。</u>
第7条～第16条（略）	第7条～第16条（略）

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第60号 木津川市体育施設条例の一部改正について	
担 当 課	社会教育課 社会体育係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>現在、体育施設使用料の納付については、利用許可の際（市内在住、在勤者は利用日の2カ月前から、その他の者は1週間前から）に使用料を支払うこととしています。（前納払い）</p> <p>今回、キャッシュレス決済を導入するにあたり、利用日当日の納付を可能とするため条例の一部改正が必要となります。</p> <p>また、今後、予約システムでのキャッシュレス化に伴い、利用者の納付について、既存の前納のみならず柔軟に対応できるよう併せて改正を行うものです。</p>	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課内で協議、検討を行い、改正案を策定</li> <li>・社会教育委員会（9月30日）、教育委員会（10月4日）、政策会議（10月14日）</li> </ul>	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	2 誰もが生き生きと、生涯元気で暮らせるまちづくり
	政策分野	5 文化
	施 策	② スポーツ ア. スポーツ活動の推進
概算事業費 (単位：千円)	<input type="checkbox"/> 単年度（    年度） <input checked="" type="checkbox"/> 複数年度（令和4年度） 初年度；330千円 次年度；82千円	
将来にわたる効果及び経費の状況	<p>キャッシュレス決済の導入に伴い、決済金額に対し3%の手数料がかかるが、新型コロナウイルス感染対策、窓口業務の簡素化、現金管理の効率化が図られる。</p>	